

公立大学法人宮崎県立看護大学寄附金規程

平成31年4月1日

規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）における寄附金の取り扱いについて必要な事項を定め、寄附金受入事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「寄附金」とは、法人が設置する大学（以下「大学」という。）において、理事長が次の各号に掲げる経費に充てることを目的として受入れを決定した寄附金とする。

- (1) 教育・研究に要する経費
- (2) 地域貢献事業に要する経費
- (3) その他大学の運営に要する経費

(寄附金の使途)

第3条 寄附金の使途は、寄附者が特定するものとする。ただし、寄附者が使途を特定していないときは、理事長が使途を特定するものとする。

(受入れの制限)

第4条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- (3) 寄附金の使用について寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全額または一部を取り消すことができること。
- (5) その他理事長が特に大学運営上支障があると認める条件

(寄附の受入手続等)

第5条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（様式第1号）により、理事長あて申し込むものとする。

(受入れの決定)

第6条 寄附金の受入れの決定は、理事長が行う。

2 理事長は、前項の受入れの決定にあたっては、学長の意見を聞くものとする。

3 理事長は、寄附金申込書の内容を審査し適当と認めるときは、すみやかに寄附申込者へ寄附金受入受諾書（様式第2号）により通知するものとする。

(職員が直接受けた寄附金の取扱)

第7条 職員が寄附を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するものは、当該職員が改めて、法人に寄附しなければならない。

- (1) 当該職員の職務上の教育・研究を助成しようとするもの
- (2) 当該寄附金をもって大学の施設又は設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするもの

(礼状の送付)

第8条 理事長は、寄附金が法人に納付されたときは、寄附者に寄附金受納礼状を送付するものとする。

(使途の変更等)

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、寄附金の使途の変更等を行うことができるものとする。

- (1) 寄附金の目的が達せられ、残額を他の使途に使用する場合
 - (2) 当該使途で研究担当者等が指定されている寄附金について、当該指定を変更等する場合
- 2 前項第2号の規定により、寄附金の使途の変更等を行うときは、学長の意見を聞くものとする。
(その他)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

公立大学法人宮崎県立看護大学理事長 殿

(寄附申込者)

住所 (〒 —)

氏名

(電話 — —)

印

寄 附 金 申 込 書

下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1 寄附金額 金 円

2 寄附の目的 (いずれかの□に✓を記入、複数可)

- 教育・研究のため
- 地域貢献事業のため
- その他大学の運営のため

3 寄附について、ホームページ等での氏名の公表の可否 (いずれかの□に✓を記入)

- 可
- 不可

年 月 日

様

公立大学法人宮崎県立看護大学理事長

寄附金受入受諾書

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたびは、寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。

年 月 日付けでお申し出いただきました寄附金につきまして、ありがたくお受けしたいと存じます。

つきましては、下記によりお納めいただきますようお願いいたします。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 納入方法 本学の預金口座への振り込み

(振込口座)

宮崎銀行清武支店 普通預金 226879

(口座名義)

公立大学法人宮崎県立看護大学

3 その他

(1) 振込手数料は、恐れ入りますがご負担いただきますようお願い申し上げます。

(2) 現金での納入を希望される場合は、総務課総務経理担当 (TEL 0985-59-7700) までご連絡ください。